

# 久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 平成31年1月11日（金）午後3時30分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	藪	内	義	成	
2番	村	田	正	己	
3番	山	本	喜	八	郎
4番	中	西	義	晴	
5番	吉	川	敏	彦	
6番	上	田	幸	子	
7番	田	中	壽	嗣	
8番	内	田	裕	夫	
10番	西	村	裕		
11番	南		和	弘	
12番	松	村	敏	彦	
14番	田	口	洋	輔	
15番	曾	束	竹	司	
16番	南		秀	和	
17番	内	田	孝	司	
18番	小	森	保	豊	
19番	茨	木	清		
20番	林		吉	一	

4. 欠席委員

9番	小	寺	均	
13番	林		勉	

5. 会議録署名委員
- |     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
| 1 番 | 藪 | 内 | 義 | 成 |
| 2 番 | 村 | 田 | 正 | 己 |

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	梶	原	哲	郎
農業委員会事務局	田	口	雄	基
産業課	高	橋	華	寿 紀

7. 議 事

- 議案第 1 号 総会報告案件に係る現地調査等の取扱いの改正について
- 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
(3 条許可)
- 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による(一時転用)許可申請に対する意見について(5 条一時転用許可)
- 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について(利用権設定)
- 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について(所有権移転)
- 報告第 1 号 農地の使用貸借解約通知書について(使用貸借の合意解約)

8. 会議の経過

(事務局長)

ご案内をしておりました時間になりましたので、平成31年第1回久御山町農業委員会定例総会を、はじめさせていただきます。

なお本日は、林勉委員及び小寺委員から欠席届を頂いております。

改めまして新年あけましておめでとうございます。委員の皆様におかれましては穏やかに新春を迎えられましたことをお喜び申し上げます。

開催に先立ち、信貴町長より新年のごあいさつを頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

(町長)

町長あいさつ

(事務局長)

ありがとうございました。信貴町長におかれましては、次の公務がありますので退席されます。後ほど、恒例となっております6時からの新年会にはご出席いただきますので、よろしく申し上げます。

(町長)

勝手を申し上げますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

～ 町長 退席 ～

(事務局長)

それでは本日の出席委員は、農業委員が14名中12名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達していますので、総会は成立いたしております。

開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

(会長)

本日の議案は、

- 総会報告案件に係る現地調査等の取扱いの改正について
- 農地法第3条の規定による許可申請について  
(3条許可) 1件
- 農地法第5条第1項の規定による(一時転用)許可申請に対する意見について(5条一時転用許可)  
1件
- 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定) 6件
- 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(所有権移転) 1件
- 農地の使用貸借解約通知書について  
(使用貸借の合意解約) 1件

それでは議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名をいたします。1番の藪内委員、2番の村田委員です。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、議案第1号総会報告案件に係る現地調査等の取扱いの改正についてを議題とします。

事務局より説明を願います。

(事務局)

議事に入ります前に、さる12月26日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

2番 村田委員

4番 中西委員

7番 田中会長

11番 南和弘委員

13番 林勉委員

19番 茨木委員

事務局2名と都市整備課1名により実施しております。

(事務局)

それでは、議案第1号につきまして議案書1ページをご覧ください。こちらにつきましては、先月の全員協議会でも同様の内容をご審議いただきました件でございます。1ページ下部の提案理由にございますとおり、農地法関係事務処理要領の制定についてという国から出ている通知がありまして、その規定によりますと、市街化区域内の農地転用届出書の到達があった日から2週間以内に事務処理を完了するようにしなければならないというふうな通知となっております。こちらのほうは、参考資料といたしまして追加で資料のAを付けさせていただいておりますので、またお目通しをくださいますようお願いいたします。

(●●●委員 午後3時41分 退室)

(事務局)

このような通知にのっとりまして、現地調査等の取り扱いを改正すると共に、その他の総会案件につきましても現地調査等の取り扱いを、農地転用の届出と同じ取り扱いとするため、合わせて改正するものでございます。

改正の内容としましては、次のページ、2ページでございます。2ページのほうをご覧ください。2ページ、総会案件報告に係る現地調査の改正等の取り扱いについてでございます。上部が現行の形で、下が改正案でございます。現行は、農地法第4条届出等の総会報告案件につきましては、毎月25日の現地調査を実施した後、会長専決を行うというふうな手続きをしておったところでございます。

この度の改正案でございますが、矢印下、太枠で囲われたところが文言が変わっておるところでございますけれども、届出書があった後ですね、事務局から地元委員へ調査依頼を行った上で、会長専決を行うという手続きとして、毎月実施しておりました25日の現地調査については、原則実施しないという取扱いに

(事務局)

改正するべきではないかというものでございます。

(●●●委員 午後3時43分 入室)

(事務局)

下の米印1つ目でございますが、総会報告案件につきましては、毎月25日の現地調査を実施せず、事務局から地元委員への調査依頼を行い、地元委員の回答に基づき、会長専決することとする。なお、工事着工については、会長専決するまでは行ってはならないこととする、ということでございます。

また、2つ目の米印ですが、全ての農業委員及び農地利用最適化推進委員は、居住する地域、旧大字をそれぞれ管轄し、事務局からの調査依頼があれば農地の確認等を行い、事務局へ調査結果を報告することとする。なお、大橋辺については北川顔の委員、西一口については東一口の委員、林については佐古の委員が管轄することとします。

3つ目の米印ですが、地元委員から意見が出ている案件については、従前通り毎月25日の現地調査を行った上で、会長専決を行うことといたします。なお、現地調査においても判断ができない場合については、総会に諮って決定するというところで考えております。

この取扱いについては、平成31年3月22日届出分から施行するという事となっております。こちら、中途半端な日付でございますが、4月総会の締め切りが3月20日となっております。3月20日までの届出分については、従前通りの取扱いとして、その次の日からの届出、次の日の21日が祝日でございますので、次の日の22日の届出分から5月総会分になります。こちらのほうから新たな取扱いを始めていこうというものでございます。前回の全員協議会のほうでは、4月1日となっておりますが、同じ総会

(事務局)

で取扱いが違うというのもわかりにくいということで、変更させていただいております。

具体的な調査票でありますとか、そういった細かいことにつきましては、次回の全員協議会等でお示しさせていただこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。説明のほうは以上でございます。

会長よろしく願いします。

(会長)

ただ今、議案第1号の説明が終わりました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。よろしいですか。はい、●●委員。

(●●委員)

米印の2段目なんですけども、居住地域で字の担当委員ということで、大橋辺は別として、西一口、林とで今後、改選等の中で問題が生じないかなと。ここまで限定してしまうと。その辺、ちょっとよろしく願いします。

(事務局)

はい、すみません。こちらにつきましては、現時点の委員さんについてはこのような形をお願いすることといたしまして、改選によって、西一口の委員さん、林の委員さんが出てこられましたら、また取扱いを変更して行きたいと思っております。

(会長)

●●委員、よろしいですか。

(●●委員)

はい、結構です。

(会長)

その他、何かございませんか。

よろしいですか。それでは、議案第1号、採決に入りたいと思います。ご意見ご質問もないようでございますので、それでは採決に入ります。議案第1号について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願い

(会長)

いたします。

挙手全員です。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

受付番号1について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号1につきまして議案書3ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真1ページ、左上の写真をご覧ください。

また別添でお付けしております農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書の方もご覧になり審議をよろしく願います。

会長よろしく願います。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしく願います。

(●●委員)

それでは、議案第2号受付番号1の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題のないものと思われま。

(会長)

ただ今、議案第2号受付番号1の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

3条の許可の案件です。よろしいですか。はい、それではご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号1に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いいた



(会長)

します。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号農地法第5条第1項の規定による、一時転用ですね、の許可申請に対する意見について、を議題といたします。

受付番号1について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号1につきましては議案書4ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

こちら、一時転用ということございまして、議案書右側備考欄にございますように、使用期間は、許可日から平成32年8月31日となっております。こちらの期間を満了するときには、農地として復元するというふうにかがっておるところでございます。

また、所在地につきましては、詳細地図及び該当農地写真3ページをご覧ください。

こちらにつきましても、別添でお付けしております農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る意見書を付けさせていただいております。こちらの方もご覧になり、審議をお願いしたいと思っております。

すみません、この意見書につきまして、先月ご意見等がございまして、意見書の変更をさせていただいております。変更点につきましては、左側、申請に関する事項というのがありまして、その下に農地転用に関する許可基準から見た意見という欄がございます。その右側で、農地の区分等が書かれておる所でございますが、こちら今回は、農用地区域内農地となっておりますところでございます。そこの3つ下の所、転用候補地内の農地の区分別面積及びその割合という所でございます。

(事務局)

前回の意見書につきましては、甲種農地、第1種農地、その他、計というふうな項目しかななくて、前回も農用地区域内農地という農地の区分でしたが、その他の所に入れさせていただいておるということでございました。様式として、ちょっと見にくい所もございましたので、農用地区域という欄を設けさせていただきまして、そちらの方に●●●●と数値を入れさせていただいております。

それに関連いたしまして、追加でお配りさせていただいておりますA3のカラー刷りの書類でございます。蛇腹折りで資料Bと右肩に書かれた書類がございますので、農地転用の許可基準の考え方について説明をさせていただこうと思っております。

こちら、蛇腹折りの農地転用許可基準の考え方と書かれておるものでございまして、農地転用許可制度では、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するとともに、具体的な転用目的を有しない投機目的、資産保有目的での農地の取得は認めないこととしております。

すみません、一番下のほうに付けさせていただいておるかもしれませんA3の書類でございまして、蛇腹折りになっております。右上に資料Bとなっております。

そのような考え方ですね、農地の状況に応じて転用できる所、転用できない所というのを区分していくという考え方でございます。いちばん左側が農地の状況、生産性が高い優良農地であったりとか、市街地の中にあるような農地であったりとか、それを農地区分ということで、平成10年くらいの改正やったと思いますが、農地区分を5つの区分に分けるということになっております。生産性の高い優良農地については農用地区域内農地、もしくは甲種農地、第1種農地。小

(事務局)

集団の未整備農地であったり市街地の近郊農地については第2種農地であったり、市街地内の農地については第3種農地と、このような区分をすることとなりました。

この農地の区分、上から下にかけて、下の方が転用がしやすい所、いちばん上のほうは転用がしにくい所というような順番となっております。農用地区域内農地がいちばん転用がしにくくて、第3種農地が転用がしやすい所となっております。

これの横を見ていただきますと、立地基準というのがございまして、農用地区域内農地については原則不許可。甲種農地、第1種農地についても原則不許可。第2種農地については第3種農地に立地困難な場合等に許可、第3種農地は原則許可、このような形で場所によって基準が設けられております。

それとは別に、一般基準というものが紫色で書かれておりますが、今回はこちらのほうは省略しますが、転用の確実性が認められない場合、そういうなんはこういう基準に引っかかって、許可が受けられないというふうになっております。

今回の案件につきましては、いちばん上の農用地区域内農地という、いちばん厳しいところで、通常、転用は不許可になるような所でございますが、こちらに原則不許可と書かれておりますとおり、原則ということは例外がございまして、認められるのは一時転用であったり、農業用の倉庫であったり、そういう物であれば、例外として許可ができるというふうになっております。

議案第3号につきましては、一時転用の許可案件でございます。

それでは会長、審議のほうをよろしくお願いいたします。

(会長) はい。それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしく願いいたします。

(●●委員) 議案第3号受付番号1の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。  
本件の該当地については、特に問題のないものと思われまます。以上です。

(会長) ただ今、議案第3号受付番号1の説明と報告が終わりました。この件について、何かご意見ご質問はございませんか。

はい、●●●●委員。

(●●●●委員) 今の説明であつたら、一時的なもんという形での転用やつたら例外的に認められるということをお聞きしたんですけれども。ここの所、2年か、32年の8月31日までと、それ以降はまた農地に戻るという理解で良いんですかね。

(事務局) はい、議案書備考欄のいちばん下のその他に書かれておりますとおりですね、使用期間が終了後、農地に現状復旧するというような形でございます。

(会長) よろしいですか。はい、その他、何かご意見ご質問等ございませんか。それでは特に、ご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号1に許可相当とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可相当として京都府のほうに進達をいたします。

続きまして議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題とい

(会長)

たします。

受付番号 1 について、事務局より説明願います。

(事務局)

議案第 4 号受付番号 1 につきましては議案書 5 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 4 ページをご覧ください。

利用権の設定につきましては、本日 6 件ございます。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項、黄色の用紙の内容により審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしく願いいたします。

(●●委員)

議案第 4 号受付番号 1 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地につきましては、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第 4 号受付番号 1 の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか、利用権の設定です。よろしいですか。はい、それでは、ご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 4 号受付番号 1 について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(会長) 続きますして受付番号2について、事務局より説明を願います。

(事務局) 議案第4号受付番号2につきますして議案書6ページをご覧下さい。内容につきますしては記載のとおりでございます。

所在地につきますしては、詳細地図及び該当農地の写真5ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いいたします。

(●●委員) 議案第4号受付番号2の案件につきますして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地につきますしては、特に問題ないものと思われます。

(会長) ただ今、議案第4号受付番号2の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、それでは特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号2について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きますして受付番号3について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号3につきましては議案書7ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真6ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査の報告を、続きましてよろしくお願ひいたします。

(●●委員)

議案第4号受付番号3の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第4号受付番号3の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。それでは特に、ご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号3について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号4について、事務局より説明を願ひます。

(事務局)

議案第4号受付番号4につきましては議案書8ページと9ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。こちら、借手の法人につきましては、備考欄に書かれておりますとおり、一般の法人さんでございます。

(事務局)

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 7 ページをご覧ください。  
会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いたいたします。

(●●委員)

議案第 4 号受付番号 4 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。  
本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第 4 号受付番号 4 の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか、●●●●●の所の案件です。よろしいですか。

(●●●●委員)

例の場所の隣やね。

(会長)

そうですね。

(●●●●委員)

●●さんいう人も、あんまり。

(会長)

どうぞ、●●●●委員。

(●●●●委員)

たまに会うねんけどね、あんまり一生懸命作っては  
おられないと思うんやけど。どうですやろ。

(事務局)

今現在ですね、こちら議案書の下にも耕作面積 1 1  
4 3 というふうになっておりまして、こちらの面積の  
農地につきましては、荒らしてはおられないかなと思



(事務局)

っております。実際、現地調査の時も先に、果樹等  
がもっと生えておったんですけれども、伐採を行っ  
て、このためにトラクターを買って、頑張って野菜を  
作付するんやというふうなお話をうかがっておると  
ころでございます。

(会長)

●●●●委員、よろしいですか。

(●●●●委  
員)

はい。

(会長)

その他、特によろしいですか。それでは、ご意見ご  
質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号4に  
ついて、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願  
いいたします。

(●●●●委  
員)

手上げへんかったらどうなるの。

(会長)

挙手多数。●●●●委員、手上げてますか。はい、  
ほな全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

(●●●委員)

はい、ちょっとすみません。審議終わった後で恐縮  
なんですけど、特定非営利法人の資格、ちょっと教え  
てくれへんかな。特定非営利というのが、どういう法  
人なんか。

(事務局)

すみません。特定非営利活動法人の要件等の書類が  
今、手元にございませんで、持ってくるように。後  
でまた報告させていただきます。

(会長)

●●委員、よろしいですか。

(●●委員)

結構です。

(会長)

それでは、続けていきたいと思います。続きまして受付番号5について、事務局より説明願います。

(事務局)

はい、お待たせしてすみません。それでは、議案第4号受付番号5につきまして議案書10ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。こちらの法人につきましては、農地所有適格法人さんでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真8ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしく願いいたします。

(●●委員)

議案第4号受付番号5の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

ただ今、議案第4号受付番号5の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、それでは特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号5について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(会長) 続きまして受付番号6について、事務局より説明を願います。

(事務局) 議案第4号受付番号6につきまして議案書11ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真9ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いたします。

(●●委員) 議案第4号受付番号6の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長) はい、ただ今、議案第4号受付番号6の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号6について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、所有権移転を議題といたします。

それでは受付番号1について、事務局より説明願

(会長)

ます。

(事務局)

議案第5号受付番号1につきましては議案書12ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真10ページをご覧ください。

所有権移転につきましては、本日1件でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくをお願いいたします。

(●●●委員)

議案第5号受付番号1の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地につきまして、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第5号受付番号1の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

所有権移転の分です、よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第5号受付番号1の可否について、可とすること賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

これで、本日予定をしておりました審議は全て終わります。これより報告に入ります。

報告第1号農地の使用貸借解約通知書について、使

(会長) 用貸借の合意解約受付番号1について、事務局より報告をお願いします。

(事務局) 報告第1号受付番号1につきましては議案書13ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。こちらにつきましては、下の米印にございますとおり、30年の12月10日に解約がなされております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真1ページと2ページをご覧ください。

会長よろしくお願いいたします。

(会長) ただ今、報告第1号受付番号1の報告がありました。何かご意見ご質問はございませんか。

はい、●●●委員。

(●●●委員) すみません。ちょっと余計な質問かもしれませんが。これ終期の場合、32年まで貸さんでも、別に途中で解約で同意したはんの。

(事務局) 使用貸借の場合、借受人、貸付人双方の合意があれば、満了を待たずに途中解約ができるというものでございまして、この度、解約したよという通知をいただいたということでございます。

(会長) ●●●委員、よろしいですか。

(●●●委員) 合意がされたんやな。

(会長) よろしいですか。その他何か、ご意見ご質問はございますか。よろしいですか。それではご意見ご質問もないようでございます。これで、本日予定をしでございました審議と報告は全て終わります。

引き続き、全員協議会に入りたいと思います。事務

(会長)

局よろしくお願いをいたします。

(事務局)

はい、全員協議会に入る前に、先ほどご質問がありました特定非営利活動法人の、こちらでわかる範囲の説明をさせていただきます。特定非営利活動というのが、20種類ほどありまして、不特定かつ多数の者の利益に寄与することを目的としたボランティア活動等をするような団体ということでございます。

こちらの団体につきましては、福祉関係、障害者雇用の機会の拡充であったり、障害者の自立の促進を目的とした活動をされているというような法人でございます。

このような法人をNPO法人といいますがけれども、NPO法人は特定非営利活動に必要な資金や運営費に充てるため、特定非営利活動に支障がない限り、特定非営利活動に係る事業以外の事業も行うことができるとなっておりますのでございます。

こちらの●●●●●につきましては、障害者に農業体験をすることによって、自立の促進を図っておるといふふうに聞いておるところでございます。すみません、拙い説明で申し訳ないですが、以上でございます。

(●●●委員)

ちょっと雑談ですが、以前にね、同じ●●●の所の入ったとこの右側でやったはる方でしょうか。

(事務局)

はい、そうです。

(●●●委員)

そうですか。わかりました。現地見せてもらったときに、確か●●●の●さん所、●の越えた所の右側やったかな。

(事務局)

はい、そうです。

(●●●委員)

そこでやったはる方ですか。

(事務局)

はい。

(●●委員)

はい、わかりました。そしたら大体思い浮かぶ。

午後4時16分 終了